

平成26年12月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正されました

これまで、公的年金(※)を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市町村への申請が必要です。

(※)遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
など

＜参考：児童扶養手当の月額＞（平成26年4月～）

- ・子ども1人の場合
全部支給：41,020円
一部支給：41,010円～9,680円（所得に応じて決定されます）
- ・子ども2人以上の加算額
2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円



※受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、お住まいの市町村へご相談ください。

支給開始日

- ・手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。
- ・平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

【お問合せ】住民・環境部門 担当：石戸

青森県立むつ高等技術専門学校 平成27年度入校生募集

【募集定員】木造建築科・配管科 各20名

【出願期間】平成27年1月5日(月)から2月12日(木)まで

【訓練期間】木造建築科 2年・配管科 1年

【出願資格】木造建築科 中学校・高等学校卒業見込みまたは卒業された方
配管科 離転職者などで職業に必要な技能およびこれに関する知識を習得しようとする方（性別は問いません）

【出願手続】願書に必要事項を記入し、木造建築科を受験する中学校・高等学校卒業見込みの方は、むつ高等技術専門学校へ持参または郵送。それ以外の方は最寄りの公共職業安定所へ（願書は公共職業安定所に用意してあります）

【試験日】平成27年2月19日(木)

【合格発表日】平成27年2月26日(木)

【お問合せ】青森県立むつ高等技術専門学校 ☎24-1234
最寄りの公共職業安定所

2015年農林業センサスが実施されます

農林水産省では、平成27年2月1日現在で、「2015年農林業センサス」を実施します。この調査は、我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

平成26年12月中旬から調査員が農林業関係者の方々を訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。

【お問合せ】企画・財政部門 担当：島野